室蘭市環境科学館入場料の減免取扱事務処理要領

室蘭市環境科学館条例第7条に定める入場料の減免については、次のとおり取り扱うものとする。

1. 入場料の減免の対象

- (1) 市内の義務教育諸学校等の授業、行事等のために入場する中学生以下の者を引率する教職員等
- (2) 身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者に準ずると認められる者
- (3) 前号に規定する者を介助するために同伴する者
- (4) 義務教育諸学校等の授業、行事等のために入場する本市に住所を有する中学生以下の者(プラネタリウム室に入場する場合に限る。)
- (5) その他教育委員会が特に必要と認めた者
 - ※ (2) ~ (3)、(5) は、室蘭市外からの来館者も免除対象とする

2. 具体的内容

1の(1)の場合

- ①「市内の義務教育諸学校等」とは、学校教育法又は児童福祉法に規定する学校又は 児童福祉施設とし、具体的には以下に列記する。
 - 学校

「小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園」

- ・児童福祉法第7条に規定されている施設(別表A)
 - 「助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型、認定こども 園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、 情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター」
- ・児童福祉法第59条の2第1項に基づき都道府県知事に届け出を行った施設(いわゆる「認可外保育施設」)(別表A)
- ・認定こども園 (別表B)
 - ※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法 律第2条第6項に規定
- 事業所 (別表 C)
 - 「事業所内保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、小規模保育事業、子育で短期支援事業、居宅訪問型保育事業、家庭的保育事業、地域 子育て支援拠点事業」

②「授業、行事等のために入場」とは、義務教育の学習指導並びに幼稚園及び児童福祉施設の行事等に係るものをとし、具体例としては、以下の通りである。

各教科又は道徳の授業、特別活動(学芸・体育的行事及び活動、遠足等の行事、 部活動等)

③「引率する教職員等」とは、市内に所在する学校・児童福祉施設等の教員又は職員であって、児童等の保護者は除く。

※団体に明確な所在等がない場合は、構成員の居住地の割合をもって、市内・ 外を判断する

1の(2)の場合

「手帳の交付を受けている者に準ずる者」とは、次の者であって、いずれも受給者 証等を提示した者

- ・特定疾患医療受給者証の交付を受けている者 (難病に起因する身体又は精神上の 障害を有するものであって長期にわたり生活上の支障がある者)
- ・被爆者健康手帳の交付を受けている者

1の(3)の場合

「介助するために同伴する者」とは、原則的に1の(2)に規定する免除者1人に対し、1人とするが、免除者の状況に応じて複数人の介助を認めることとする。

1の(4)の場合

市内外を問わず、所在する義務教育諸学校等の授業、行事等のために入場する市内 居住の中学生以下の者

1の(5)の場合

①公務による入場

券を提示した者

- ※行政視察や業務上の入場等によるもの
- ②市若しくは教育委員会が発行した名刺又は優待入場証を持参した者 ※室蘭市功労表彰条例及び名誉市民条例に定める功労者又は名誉市民、室蘭ふる さと大使若しくは特任広報官制度を委嘱された方の名刺又は市が発行する優待
- ③市民憲章制定記念日 ※展示室入場料のみ無料
 - ※原則8月1日の市民憲章制定記念日であるが、施設の休館日等にあたると きは、市が記念事業を実施する日。
- ④指定管理者が市長の承認を得て減免するもの
 - ・室蘭市利用料金承認手続事務処理要綱により、指定管理者からの承認申請 による減免を市長が認めたもの。

附則

この要領は、室蘭市環境科学館条例の施行日から適用する。